

制定 平成18年8月23日

改正 平成22年4月 1日

京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図るとともに、良質な住宅ストックの形成に資するため、本市が実施する改良住宅等改善事業の対象となる区域内において分譲更新住宅整備事業（以下「整備事業」という。）を行うものに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもの（以下「整備事業者」という。）で市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 共同して整備事業を行うことを目的とするものであること。
- (2) 民法第667条に規定する契約を締結することによって作られた組合その他組織の意思決定、財産の管理等について規定する規約等に基づき運営されている団体であること。
- (3) 住宅地区改良事業等対象要綱（以下「国要綱」という。）第4第3項（2）に規定する国土交通大臣が認める者であること。

2 市長は、必要があると認めるときは、整備事業者を募集することができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国要綱第4第3項（2）の規定により算定した額以内とし、詳細については、別に定める。

(交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書の様式は、第1号様式とする。

2 前項の申請に係る手続の詳細については、別に定める。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をする。

(決定の通知)

第6条 条例第10条第1項に規定する通知の様式は、別に定める様式とする。

(申請事項の変更)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた整備事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、承認の決定をし、その旨を文書により交付決定者に通知する。この場合において、前条の交付予定額及び交付の条件を変更する必要があると認めるときは、変更内容を決定し、その旨を併せて別に定める様式により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 条例第18条の第1項に規定する報告書の様式は、第3号様式とする。

2 交付決定者は、条例第10条第1項及び第2項の規定により交付決定又は交付変更決定を受けた整備事業(以下「補助事業」という。)が翌年度にわたる場合は、交付決定を受けた年度の終了後、速やかに年度終了実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、補助金を請求しようとする場合は、補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、当該交付決定者に補助金を交付する。

3 補助金の請求及び交付の方法に係る手続の詳細については、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、住宅政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

（申請者）
団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
（記名押印又は署名）
電話

年度京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付申請書

年度〇〇地区改良住宅等改善事業について、補助金の交付を受けたいので、京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 千円
- 2 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分等
※ 別に定める書類を添付すること。
- 3 事業完了の予定期日 年 月 日

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

（申請者）
団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
（記名押印又は署名）
電話

年度京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた京都市分譲更新住宅整備事業について、当該決定に係る内容を変更したいので、京都市分譲更新住宅補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 変 更 理 由
- 2 交 付 申 請 額 千円
- 3 前 回 交 付 決 定 額 千円
- 4 変 更 増 △ 減 額 千円
- 5 交 付 変 更 申 請 額 の 算 出 方 法 （ 別 紙 補 助 金 精 算 調 書 の と お り ）
- 6 事 業 完 了 の 予 定 期 日 年 月 日
- 7 添 付 書 類

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

（申請者）
団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
（記名押印又は署名）
電話

年度京都市分譲更新住宅整備事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付（変更）決定を受けた京都市分譲更新住宅整備事業が完了したので、京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付（変更）決定額 千円
- 3 補助金の精算額 千円
- 4 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添 付 書 類
 - 1 補助金精算調書（別紙）
 - 2 図面
 - 3 事業完了写真

（記載上の注意） 補助金精算調書は、補助金交付申請書別紙のうち該当分のみを作成すること。

(単位：円)

区分	建設 戸数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	交付決定の内容			補助金精算額		(11)	(12)	(13)	摘要
		総支 払額	補助対 象外 支払額	発生物 件等 控除額	差引補助対 象支払額 (1)- (2)+(3))	過年度 支払補 助対象 額	補助対象 総支払額 (4)-(5)	(7) 補 助 事業に 要する 経 費	補 助 率	(8) 補助 金額	(9) 精算対 象支払 額	(10) 精算補 助金額	補助金 返納額 又は不 用額 (8)-(10)	補助金 受入済 額	差 引 受 入 未 済 額 又 は 超 過 額 (10)-(12)	
共同施設等整備																
計																

(記載上の注意) 交付変更申請額の算出方法等は、すべて補助金交付申請書の様式を準用し、当初の額 (A) を変更の額 (B) の上段に () 書きで記入し、合計欄の下に変更増△減 (B - A) の欄を設けること。
 なお、添付書類等は変更に係る部分のみとすること。

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

（申請者）

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

（記名押印又は署名）

電話

年度京都市分譲更新住宅整備事業に係る 年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付（変更）決定を受けた 年度京都市分譲更新住宅整備事業における平成 年度の実績について、京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 翌年度に事業がわたる理由
- 3 補助事業完了予定日
- 4 添付書類

年 月 日

（あて先） 京 都 市 長

（申請者）
団体の所在地
団体の名称
代表者の住所
代表者の氏名
（記名押印又は署名）
電話

年度京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた 年度分譲更新住宅整備事業に係る補助金の交付を受けたいので、京都市分譲更新住宅整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 交付請求額 千円